



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 生活保護法による介護扶助のための介護を担当させる指定介護機関の名称の変更の届出（福祉政策課） 1
- 生活保護法による介護扶助のための介護を担当させる指定介護機関の事業の再開の届出（福祉政策課） 1
- 生活保護法による介護扶助のための居宅介護を担当させる機関の指定（福祉政策課） 2
- 生活保護法による介護扶助のための介護予防を担当させる機関の指定（福祉政策課） 2
- 県営土地改良事業計画の決定（村づくり計画課） 2
- 公共測量の実施の通知・2件（農地農村整備課） 2

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請（消費・くらし安全課） 3
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課） 3

告 示

沖縄県告示第529号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり名称を変更した旨の届出があった。

平成27年10月20日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 通所リハビリテーション

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
医療法人ぎんばるの杜金武リハビリテーションクリニック	金武町字金武10912番地	ぎんばるの杜金武リハビリテーションクリニック	医療法人ぎんばるの杜金武リハビリテーションクリニック	平成27年5月1日

2 介護予防通所リハビリテーション

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
医療法人ぎんばるの杜金武リハビリテーションクリニック	金武町字金武10912番地	ぎんばるの杜金武リハビリテーションクリニック	医療法人ぎんばるの杜金武リハビリテーションクリニック	平成27年5月1日

沖縄県告示第530号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり事業を再開した旨の届出があった。

平成27年10月20日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 通所介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	再開年月日
デイサービス美和の里	名護市字済井出125番地	平成27年9月1日

2 介護予防通所介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	再開年月日
デイサービス美和の里	名護市字済井出125番地	平成27年9月1日

沖縄県告示第531号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成27年10月20日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

居宅療養管理指導

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
そうごう薬局浦添当山店	浦添市当山二丁目1番1-1号	平成27年7月1日

沖縄県告示第532号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成27年10月20日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

介護予防居宅療養管理指導

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	指定年月日
そうごう薬局浦添当山店	浦添市当山二丁目1番1-1号	平成27年7月1日

沖縄県告示第533号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、川原地区県営土地改良事業（農業用排水施設・農用地保全）計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年10月20日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 縦覧に供する書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 縦覧に供する期間 平成27年10月21日から同年11月18日まで
- 縦覧に供する場所 石垣市役所
- その他 この告示に係る計画の決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てることができる。また、異議の申立ての決定に不服がある者は、沖縄県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に異議申立ての決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

沖縄県告示第534号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄県南部農林土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成27年10月20日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 公共測量を実施する地域 糸満市真壁地内（真壁南地区）
- 2 公共測量を実施する期間 平成27年9月2日から平成28年2月18日まで
- 3 作業種類 公共測量（真壁南地区畑地かんがい施設整備計画図作成）

沖縄県告示第535号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄県宮古農林水産振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成27年10月20日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 公共測量を実施する地域 宮古島市城辺地内（長南地区）
- 2 公共測量を実施する期間 平成27年10月26日から平成28年3月28日まで
- 3 作業種類 公共測量（地区確定測量）

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部消費・くらし安全課において、平成27年12月4日まで縦覧に供する。

平成27年10月20日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 申請のあった年月日 平成27年10月5日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人おおぎみまるとツーリズム協会
- 3 代表者の氏名 宮城健隆
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県大宜味村字根路銘1305番地
- 5 定款に記載された目的 この法人は、大宜味村及び近隣市町村が所有する自然環境・歴史・文化・人材・施設等に対して、体験・滞在・交流型・観光事業に関する事業を行い、おおぎみまるとツーリズム協会として、持続可能な地域社会の構築活動と地域社会の公益に寄与することを目的とする。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成27年10月20日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年5月13日 沖縄県指令土第714号、平成25年6月19日 沖縄県指令土第905号（変更）、平成27年8月10日 沖縄県指令土第702号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 北中城村字喜舎場1366番4ほか3筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 宜野湾市我如古一丁目54番15号 有限会社ユニ企画 代表取締役 宮良民夫
- 5 検査済証番号 平成27年10月7日 第4242号
- 6 工事完了年月日 平成27年3月1日

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 ちとせ印刷 〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号</p>
-------------------------------------------------------	--------------------------------------------------